

【重要事項説明書/電力接続契約】

電気事業法において定められたお客様への説明責任事項を記載しております。必ずご確認をお願いいたします。

契約の成立	電力需給契約は、接続契約申込書を当社が受領し供給開始日を通知した日に成立いたします。
契約の要件	お客様に当社が電気を供給する際は、本地域を管轄する一般送配電事業者の供給設備を使用します。それに伴い、お客様には法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ当該電力会社の定める託送供給等約款における需要者に関わる事項および系統連系技術要件を遵守し、一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。託送供給等約款については、中国地方においては中国電力ネットワーク株式会社、四国地方においては四国電力送配電株式会社等、各エリアの一般送電事業者のホームページをご確認ください。
使用開始の予定日	現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、最短で15営業日以降に訪れる最初の検針日になります。
工事費用	計量器の交換が必要な場合、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。
契約電流・契約容量 契約電力	<ul style="list-style-type: none">契約電流は、契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。契約容量は、契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。契約電力は、契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。
供給電圧・周波数	<ul style="list-style-type: none">供給電圧は100ボルトまたは200ボルトです。周波数 西日本 60Hz / 東日本 50Hz
計量・料金算定	<ul style="list-style-type: none">使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。料金の算定期間は一月とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。ただし、お客様が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直前の検針日までの期間、または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。送電開始時に自動検針装置が設置されなかった場合は、時間帯別電気使用量の測定ができないため設置されるまで使用した電力は未設置の期間で30分毎に按分いたします。計量の結果は、料金の算定期間ごとに以下の通りお客さまにお知らせいたします。お客様の計量結果はWEBシステムにてご確認くださいませ。WEBシステムのご使用用法・ID・初期パスワードはご契約後、契約住所に郵送いたします。計量結果が確定次第、速やかに登録電子メールへ更新があった旨の通知をいたします。明細の郵送をご希望される場合は、明細郵送サービスの使用をご指定ください。(明細郵送サービスご使用の場合は、110円/月必要となります。)
支払方法	口座振替・クレジットカード支払いからお選びください。
お客様のご協力	<ul style="list-style-type: none">供給契約の遂行上、供給場所への立入りが必要と認める場合、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客様の設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。送電開始後に契約数量の変更を伴う工事が発生する場合、すみやかに当社へご連絡ください。
契約期間	契約期間は、送電開始日から1年といたします。解約のご連絡がない場合は、自動的に1年ごとの延長となります。
契約変更・解約など	<p>契約の変更や解約については、カスタマーセンターもしくは、HPよりご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none">契約を解約する場合は原則解約希望日の1週間前までにお申し出ください。(解約希望日の前日まで解約申出の受け付けをいたしますが、一般送配電事業者の手続き、工事の状況により、ご希望に添えないことがございます。余裕を持ってお申し出ください。)他の小売事業者への切り替えに伴う解約の場合は、新たな小売事業者へのお申込みも必要です。契約の変更及び解約に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の清算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客様へご請求いたします。

違約金	契約解除に伴う違約金は、原則発生いたしません。
弊社からの契約解除	<p>お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について電気供給契約の解除をする場合があります。なお、この場合には、原則として解約の15日前までに通知いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者に電気の供給を停止されたお客様が当社の定めた期日までにその理由となった事実を消されない場合 ・お客様がその供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合 ・支払期日を経過してもお客様が料金を支払われない場合 ・お客様が支払いを要することとなった料金以外の債務(解約手数料、工事費負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合 ・差押、仮差押、仮処分、競売の申立若しくは租税滞納処分その他の公権力の処分を受け、又は破産、会社整理、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき・お客様が、毎月の料金の支払いを当社が指定した支払い方法に違反した場合 ・お客様がその他電気供給約款に違反した場合
他の小売電気事業者(現在の電力会社など)から当社への切替え	<p>ご利用されていた小売電気事業者(以下「旧事業者」といいます。)から当社への切替えにつきましては、お申込み前に、お客さまご自身で、契約条件を十分に比較検討のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。特に、以下の点にご留意ください。当社と新たに契約される場合、旧事業者との間で締結された電気需給契約が解除されます。旧事業者との電気需給契約の内容に違約金等の解約に係るお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へのお申込み手続き後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス(特典およびポイントサービス)等について、当社へのお申込みによる供給事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。旧事業者との契約内容をご確認ください。</p>
反社会的勢力の排除	<p>お客様は、自己(自己が法人の場合は代表者、役員または実質的に経営を支配する者)が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことおよび、以下の各項目について確約するものとします。なお、お客様が当該確約に違反した場合、当社は事前に通知せず、当該お客様との電力需給契約を解除することができるものとします。この場合、当該お客様損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。 ・自らまたは第三者を利用して、当社および当社の役員に対し暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞を用いず、当社の名誉や信用を毀損せず、当社の業務を妨害しないこと。
送電開始後の連絡先	<p>小売電気事業者 登録番号 A0008 広島市西区井口五丁目6番4号 株式会社イーセル 代表取締役社長 田中稔道 【カスタマーセンター】フリーダイヤル:0120-358-228 mail:customer@e-sell.co.jp 【ホームページ】http://e-sell.co.jp/</p>
クーリングオフ	<p>お客さまが、本サービスを訪問販売もしくは電話勧誘販売で、お申込み(契約)された場合、一体のものとして交付された、本書面および電気のご契約内容に関するお知らせを受領してから8日を経過するまでは、書面により無条件で申込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うことができ、その効力は書面を発信したときから発生します。この場合お客様は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。 ・すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払い義務はありません。 ・すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。 ・権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払いを請求されることはありません。 ・役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。 ・上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

料金プラン
(中国エリア)

【イーセル従量電灯A(中国)】

電力量料金※1kWhにつき	24.76円×ご使用電力量
最低利用料金	7,000円

【イーセル従量電灯B(中国)】

基本料金※契約容量1kVAにつき	254.63円
電力量料金※1kWhにつき	24.20円×ご使用電力量
最低利用料金	7,000円

【イーセル低圧電力(中国)】

基本料金※契約容量1kVAにつき	733.33円	
電力量料金 ※1kWhにつき	夏季	19.06円×ご使用電力量
	その他季	17.20円×ご使用電力量

※力率割引(割増)として、基本料金算定には以下の数式を利用する

$$\text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (185 - \text{力率}) / 100$$

※料金の算定期間に、電気を全く利用しなかった月は力率を85%と換算したうえで

基本料金単価を半額とします。

※金額はすべて税込みで表示しております。

※燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まれておりません。

※燃料調整費・再生可能エネルギー発電促進賦課金については管轄の

旧一般電気事業者と同じ計算式による金額となります。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金及び合計金額の端数処理は

円未満切り捨てとなります。

料金プラン
(中国エリア)

【ファミでん(よるとくプラン)】

基本料金※1契約あたり		330円
電力量料金	平日昼間	28.60円×ご使用電力量
	平日朝・夜	24.75円×ご使用電力量
	土昼間	20.90円×ご使用電力量
	日祝昼間	19.25円×ご使用電力量
	夜間	18.70円×ご使用電力量
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギー発電促進賦課金×ご使用電力量
口座振替割引		電力量料金単価から0.55円引き

平日昼間:9時～19時/平日朝・夜:7時～9時、19時～22時/土昼間:7時～22時/
日祝昼間:7時～22時/夜間:22時～7時

【ファミでん(いちにちプラン)】

基本料金※1契約あたり		330円
電力量料金	フルタイム	24.75円×ご使用電力量
燃料調整費額		燃料調整単価×ご使用電力量
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギー発電促進賦課金×ご使用電力量
口座振替割引		電力量料金単価から0.55円引き

【ファミでん(ミニミニプラン)】

最初の15kWhまで	220円
15kWhを超え120kWhまで	19.79円×ご使用電力量
120kWhを超え300kWhまで	26.47円×ご使用電力量
300kWh超過	28.59円×ご使用電力量
最初の15kWhまでは、最低料金に適用される燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価が適用されます。	

※検針日間を通して電気をまったく使用しなかった場合は、基本料金のみのご請求となります。
(よるとくプラン、いちにちプランが適用となります)

※本プランは当社が定める電気供給約款(低圧)の最大需要電力6kWh未満および電灯需要(最大需要量6kVA未満)の適用範囲に該当するお客様向けのプランとなります。
(よるとくプラン、いちにちプラン、ミニミニプランが対象となります)

【ファミでん(でんかプラン)】

ご契約電力量が10kwまで		1,100円
ご契約電力量が10kw超過		1kwにつき407円
電力量料金	デイトタイム(夏季)	32.68円×ご使用電力量
	デイトタイム(他季節)	30.62円×ご使用電力量
	ナイトタイム	14.87円×ご使用電力量
	ホリデータイム	14.87円×ご使用電力量
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギー発電促進賦課金×ご使用電力量

デイトタイム(季節区分があります):平日の9時～21時(夏季:7/1～9/30、他季:10/1～翌年6/30)/
ナイトタイム:平日の0時～9時、平日の21時～24時/
ホリデータイム:土曜日・日曜日・祝日、1/2～1/4、5/1、5/2、12/30、12/31の全日

※力率割引(割増)として、基本料金算定には以下の数式を利用する

$$\text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (185 - \text{力率}) / 100$$

※料金の算定期間に、電気を全く利用しなかった月は力率を85%と換算したうえで基本料金単価を半額とします。

※金額はすべて税込みで表示しております。

※燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まれておりません。

※燃料調整費・再生可能エネルギー発電促進賦課金については管轄の

旧一般電気事業者と同じ計算式による金額となります。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金及び合計金額の端数処理は

円未満切り捨てとなります。

料金プラン
(中国エリア)

【 ご家庭向け ファミでん 電灯 】

基本料金	0円
従量料金	24.2円/kWh

- ※ 中国電力の従量電灯A相当。
- ※ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満のお客様。

【 法人様向け ビジネスプラン 電灯 】

基本料金	0円
従量料金	25.2円/kWh

- ※ 従量電灯B のお客様はビジネスプランとなります。

【 法人様向け ビジネスプラン 動力 】

基本料金	710円/kWh
従量料金 (他季)	17.2円/kWh
従量料金 (夏季)	19.06円/kWh

- ※ 夏季 7月～9月のご使用分に適用。
- ※ 他季 1月～6月及び10月～12月のご使用分に適用。

※力率割引(割増)として、基本料金算定には以下の数式を利用する

$$\text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (185 - \text{力率}) / 100$$

※料金の算定期間に、電気を全く利用しなかった月は力率を85%と換算したうえで基本料金単価を半額とします。

※金額はすべて税込みで表示しております。

※燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まれておりません。

※燃料調整費・再生可能エネルギー発電促進賦課金については管轄の旧一般電気事業者と同じ計算式による金額となります。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金及び合計金額の端数処理は円未満切り捨てとなります。

料金プラン
(四国エリア)

【イーセル従量電灯A(四国)】

電力量料金※1kWhにつき	24.20円 × ご使用電力量
最低利用料金	7,000円

【イーセル従量電灯B(四国)】

基本料金※契約容量1kVAにつき	254.63円
電力量料金※1kWhにつき	24.20円 × ご使用電力量
最低利用料金	7,000円

【イーセル低圧電力(四国)】

基本料金※契約容量1kVAにつき	770円	
電力量料金 ※1kWhにつき	夏季	17.05円 × ご使用電力量
	その他季	15.95円 × ご使用電力量

※力率割引(割増)として、基本料金算定には以下の数式を利用する

$$\text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (185 - \text{力率}) / 100$$

※料金の算定期間に、電気を全く利用しなかった月は力率を85%と換算したうえで

基本料金単価を半額とします。

※金額はすべて税込みで表示しております。

※燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まれておりません。

※燃料調整費・再生可能エネルギー発電促進賦課金については管轄の

旧一般電気事業者と同じ計算式による金額となります。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金及び合計金額の端数処理は

円未満切り捨てとなります。

料金プラン
(四国エリア)

【ファミでん(よるとくプラン)】

基本料金※1契約あたり		550円
電力量料金	平日昼間	28.60円×ご使用電力量
	平日朝・夜	24.75円×ご使用電力量
	土屋間	20.90円×ご使用電力量
	日祝昼間	19.25円×ご使用電力量
	夜間	18.36円×ご使用電力量
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギー発電促進賦課金×ご使用電力量
口座振替割引		電力量料金単価から0.55円引き

平日昼間:9時～19時／平日朝・夜:7時～9時、19時～22時／土屋間:7時～22時／
日祝昼間:7時～22時／夜間:22時～7時

【ファミでん(いちにちプラン)】

基本料金※1契約あたり		550円
電力量料金	フルタイム	24.20円×ご使用電力量
燃料調整費額		燃料調整単価×ご使用電力量
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギー発電促進賦課金×ご使用電力量
口座振替割引		電力量料金単価から0.55円引き

【ファミでん(ミニミニプラン)】

最初の11kWhまで	400円
11kWhをこえ120kWhまでの1kWhにつき	19円37銭/kWh
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	25円99銭/kWh
300kWhをこえる1kWhにつき	27円30銭/kWh

※検針日間を通して電気をまったく使用しなかった場合は、基本料金のみのご請求となります。

(よるとくプラン、いちにちプランが適用となります)

※本プランは当社が定める電気供給約款(低圧)の最大需要電力6kWh未満および電灯需要

(最大需要量6kVA未満)の適用範囲に該当するお客様向けのプランとなります。

(よるとくプラン、いちにちプラン、ミニミニプランが対象となります)

※力率割引(割増)として、基本料金算定には以下の数式を利用する

$$\text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (185 - \text{力率}) / 100$$

※料金の算定期間に、電気を全く利用しなかった月は力率を85%と換算したうえで

基本料金単価を半額とします。

※金額はすべて税込みで表示しております。

※燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まれておりません。

※燃料調整費・再生可能エネルギー発電促進賦課金については管轄の

旧一般電気事業者と同じ計算式による金額となります。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金及び合計金額の端数処理は

円未満切り捨てとなります。

料金プラン
(四国エリア)

【 ご家庭向け ファミでん 電灯 】

基本料金	0円
従量料金	24.2円/kWh

- ※ 四国電力の従量電灯A相当。
- ※ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満のお客様。

【 法人様向け ビジネスプラン 電灯 】

基本料金	0円
従量料金	25.2円/kWh

- ※ 従量電灯B のお客様はビジネスプランとなります。

【 法人様向け ビジネスプラン 動力 】

基本料金	710円/kWh
従量料金 (他季)	17.2円/kWh
従量料金 (夏季)	19.06円/kWh

- ※ 夏季 7月～9月のご使用分に適用。
- ※ 他季 1月～6月及び10月～12月のご使用分に適用。

※力率割引(割増)として、基本料金算定には以下の数式を利用する

$$\text{基本料金単価} \times \text{契約電力} \times (185 - \text{力率}) / 100$$

※料金の算定期間に、電気を全く利用しなかった月は力率を85%と換算したうえで基本料金単価を半額とします。

※金額はすべて税込みで表示しております。

※燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まれておりません。

※燃料調整費・再生可能エネルギー発電促進賦課金については管轄の

旧一般電気事業者と同じ計算式による金額となります。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金及び合計金額の端数処理は

円未満切り捨てとなります。